

ID: 187

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町公共物管理条例 第11条第2項		
例 規 番 号	平成14年 条例第1号		
<p>【根拠条文】 (原状回復等)                      第十一条 第四条の許可を受けた者は、許可に係る行為を終了し、又は廃止したときは、町長                      に行為廃止の届出をしなければならない。                      2 前項の届出があつた場合、町長は、管理上必要と認めるときは、当該許可に係る工作物を除                      却し、公共物を原状に回復し、その他必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>【基準】                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日